

第6章 制度の検討（事業規律）

6-1 放送の種類別の規律の概要①

【目的】

- 次の原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る
- 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
 - 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
 - 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。



【規律の内容】

	地上放送事業者		2. 6GHz帯衛星 デジタル音声 放送事業者	BS・CS放送事業者(※1、2、3)		有線テレビジョン放送事業者	
	テレビ 放送	ラジオ 放送		委託放送事業者	衛星役務利用 放送事業者	有線役務利用 放送事業者	有線テレビジョン 放送事業者
外資規制	○	○	○	○	×	×	×
マスメディア集中排除原則	○	○	○	○	○	○	×(※4)
◆番組規律							
番組準則	○	○	○	○	○	○	○
番組調和原則	○	×	×	○	×	×	×
教育番組教育課程基準準拠	○	○	○	○	○	○	×
解説番組・字幕放送	○	×	×	○	○	○	○
番組基準の策定	○	○	○	○	○	○	○
放送番組審議機関	○	○	○	○	○	○	○
訂正放送等	○	○	○	○	○	○	○
放送番組の保存	○	○	○	○	○	○	×
災害放送	○	○	○	○	×	×	×

6-2 放送の種類別の規律の概要②

	地上放送事業者		2. 6GHz帯衛星 デジタル音声 放送事業者	BS・CS放送事業者(※1、2、3)		有線テレビジョン放送事業者	
	テレビ 放送	ラジオ 放送		委託放送事業者	衛星役務利用 放送事業者	有線役務利用 放送事業者	有線テレビジョン 放送事業者
広告放送の識別のための措置	○	○	○	○	○	○	×
候補者放送	○	○	○	○	○	○	○
学校向けの放送における広告 の制限	○	○	○	○	○	○	×
◆事業規律							
あまねく受信に係る努力義務	○	○	×	×	×	×	×
再放送	○	○	○	○	○	○	○
義務再送信	×	×	×	×	×	×	○(※5)
放送番組の供給に関する協定の 制限	○	○	○	○	○	○	×

※1 §2三の四に規定する受託放送事業者は除く。

※2 NHK及び放送大学を除く。

※3 多重放送、データ放送及び音声放送を除く。

※4 施設を設置する者が一般放送事業者若しくは地方公共団体又はこれらにより支配される者にあつては、他に施設を設置しようとする者がいないこと等の事情があることが必要。

※5 許可に係る施設を設置する区域の全部又はその一部が、テレビジョン放送の受信障害が相当範囲にわたり発生し、又は発生するおそれがあるものとして総務大臣が指定した区域内にある有線テレビジョン放送施設者については規律あり。

- 現行の放送法においては、
「**有料放送の役務**に関し、
- ① **契約の締結の媒介、取次又は代理を行うとともに、（＝契約の媒介等の機能）**
 - ② **当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることを行う業務」（＝認証機能）**
- を、一定の数以上の有料放送事業者のために行う者に対しては、**その業務の適正かつ確実な運営を確保するための規律が規定されている。**

- 現行の放送法は、受委託制度（衛星放送に導入されている制度で、衛星を運用して委託放送事業者から委託により放送をする者を「受託放送事業者」（＝ハード事業者）と、受託放送事業者に委託して放送させる者を「委託放送事業者」（＝ソフト事業者）とするもの）において、**受託放送事業者は、委託放送事業者の委託により放送番組を放送する役務の提供条件について、**
- ・ **あらかじめ提供条件を定めて、総務大臣に届け出る義務を課すとともに、**
 - ・ **総務大臣は、その内容について、**
 - － **差別的取扱いをすること**
 - － **責任に関する事項を明確にしていないこと**
 - － **不当な義務を課すものであること**
- に該当する場合には、変更命令ができることとされている。**

◎ 有料放送とは、

契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によって受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。

⇒ 暗号の解除には、専用のICカード(B-CASなど)が必要となる。

【暗号解除の仕組み】

① 多重化して送信

<放送番組>

Ks

【ECM】

・視聴可否に関する情報など
(有料、無料など)

Kw

【EMM】

・個別情報(契約情報など)
・B-CAS毎に暗号化されて送信

Km

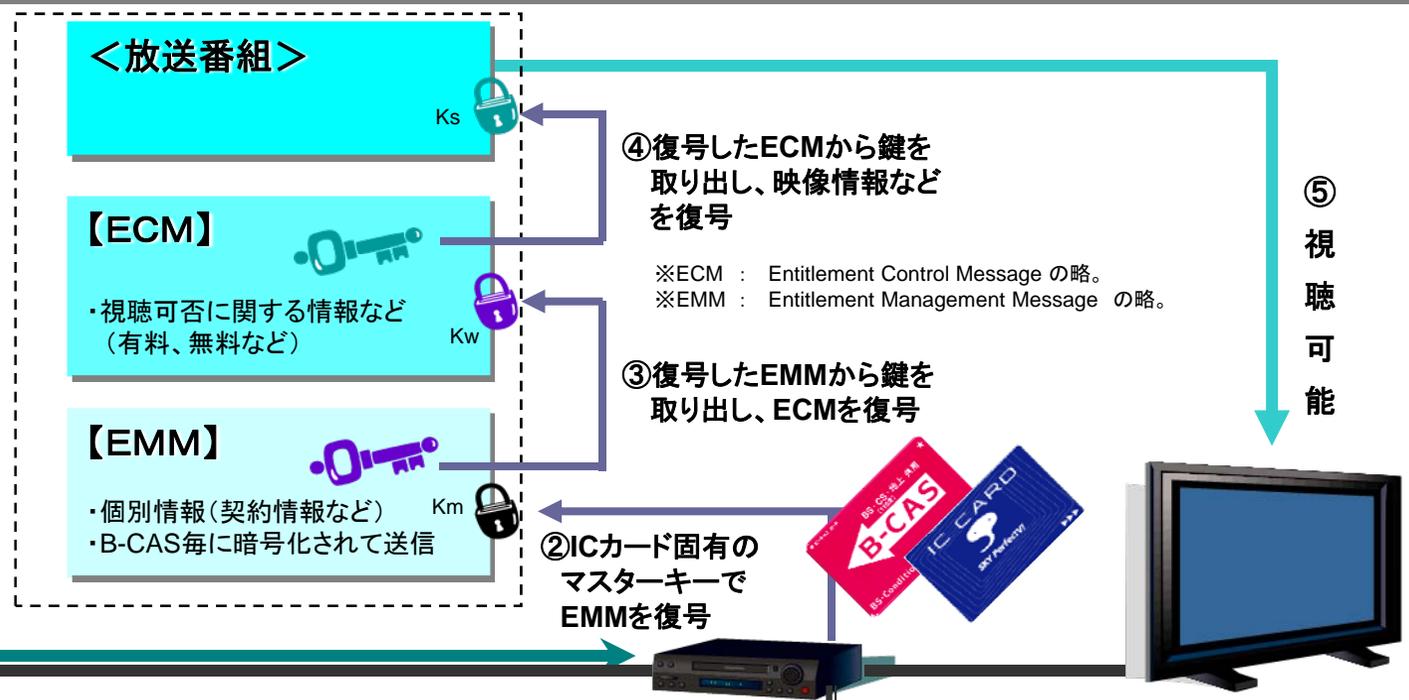
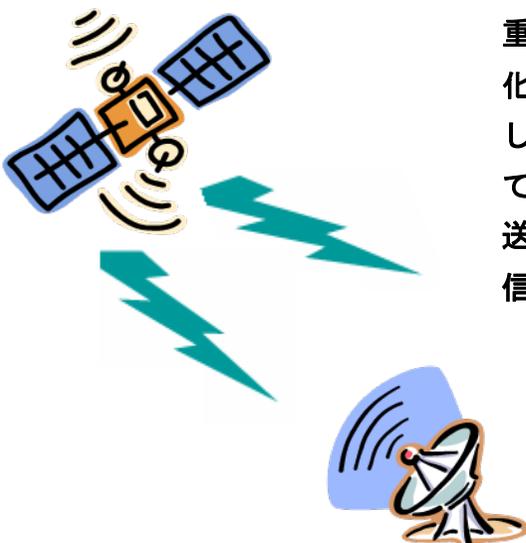
④ 復号したECMから鍵を取り出し、映像情報などを復号

※ECM : Entitlement Control Message の略。
※EMM : Entitlement Management Message の略。

③ 復号したEMMから鍵を取り出し、ECMを復号

② ICカード固有のマスターキーでEMMを復号

⑤ 視聴可能

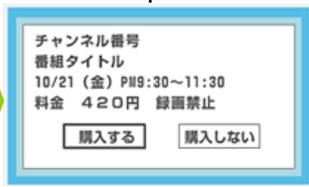
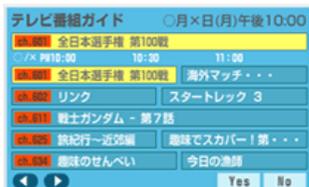


【課金(PPV)の仕組み】

(例)スカパー!

購入決定の情報

電話回線へ接続



(1) 番組選択
番組選択機能で見たい番組を選択

(2) プレビュー
数分間、実際の放送を視聴可能。
その間に購入決定。

(3) 購入決定
画面に購入番組タイトル・時間・
金額・コピーガードの有無が表示

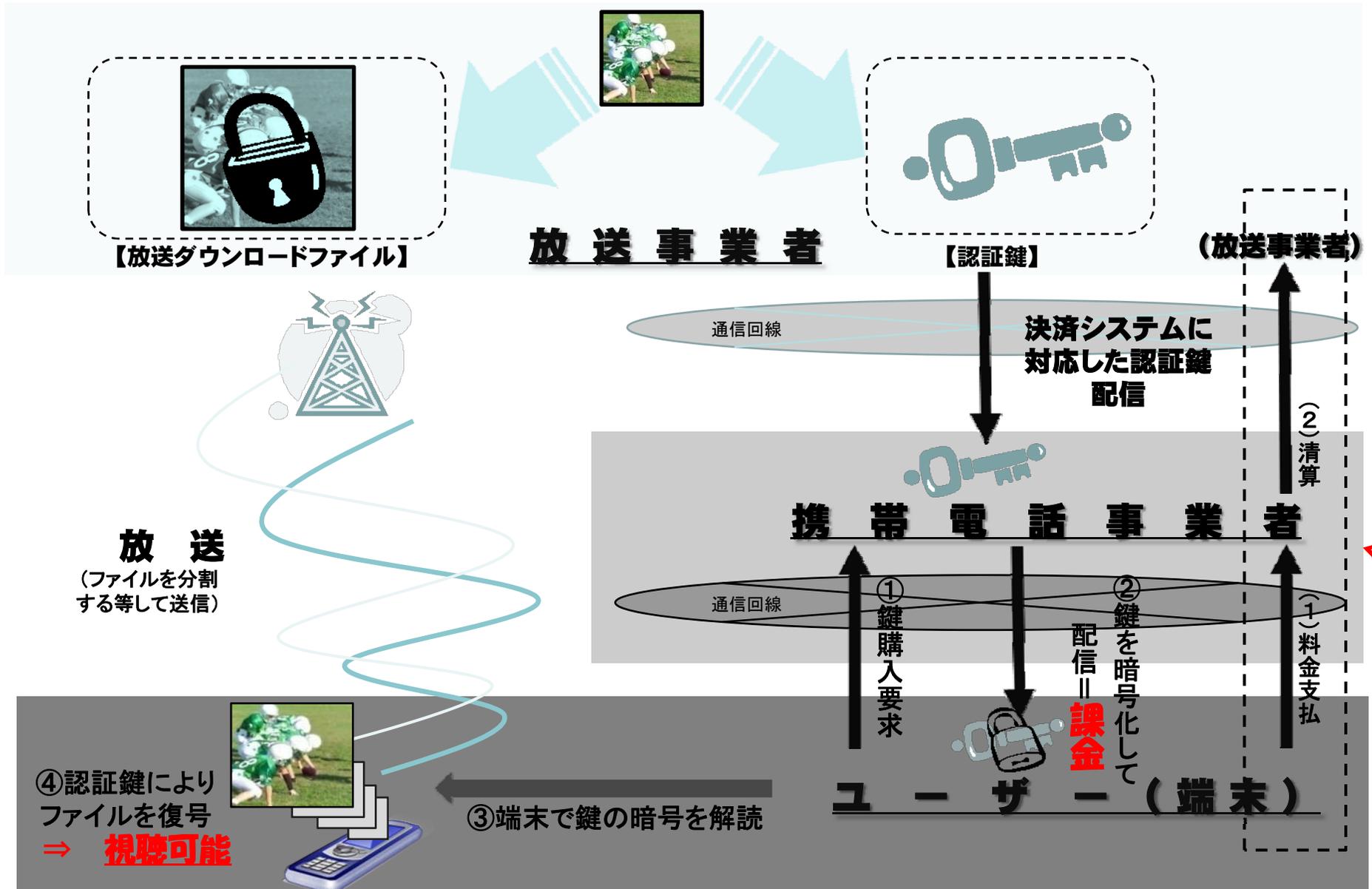
(4) 購入完了
料金は指定口座から
自動引き落とし。

※ 課金の仕組みとしては他に、
PPD(Pay Per Day)
(見たい番組を1日単位で購入し、見た分だけ視聴料金を払うシステム)
PPS(Pay Per Series)
(シリーズ番組の全放送分を一定期間にわたりまとめて購入するシステム)がある。

6-5 (参考) 課金・認証の仕組み (2)

(放送事業者による課金・携帯電話事業者による料金回収代行のイメージ)

◎ 各コンテンツについて、①放送ダウンロードファイル 及び ②認証鍵 を作成。



6-6 通信と放送の融合への対応

○ 「マルチメディア放送」については、携帯端末の画面に、番組規律のある「放送」と、規律のない「通信」がシームレスに表示されることとなるが、視聴者保護の観点から、何らかの措置が必要と考えるか。

例えば、現在、ワンセグについては、「放送サービス」と「通信サービス」が明確に切り分けられるよう、ARIBの規格により、一定の自主的な規律が課されているが、こうした措置は個別の放送局ブランドの維持や視聴者の混乱回避に寄与しているとも考えられるが、どうか。

ワンセグ放送の画面表示についての運用規定

- ARIBの運用規定であるTR（技術資料）において、「混在表示禁止の原則」等を規定。
- ⇒ 異なる複数の提供者からのコンテンツを画面に表示する場合、視聴者にあたかも一のワンセグ放送事業者が全てのコンテンツを提供しているかのような誤解を与えないために、
- 異なる複数の提供者からのコンテンツをあたかも同一のごとく視聴者に誤解を招くように表示（＝「混在表示」）することを禁止
 - 放送コンテンツの提示中に放送事業者以外の提供するコンテンツを起動するときは、「混在表示」となることを避けるため、放送画面を消し、当該コンテンツを全画面に表示することを推奨。
- 等について規定。



同一のコンテンツ提供者(放送局)から提供は可。

異なるコンテンツ提供者から提供されるコンテンツが同時表示される「混在表示」機能を搭載を禁止。



ブラウザ切り替え

「マルチメディア放送」における「放送」と「通信」の混在について、視聴者が混乱すること等がないよう、まずは関係の事業者が必要に応じ、何らかの措置を講ずることが求められるのではないか。

6-7 諸外国におけるマルチメディア放送の「番組に関する規律」

- EU加盟国は、「国境を越えるテレビ指令」(2007年、「AVメディアサービス指令」に改正)に基づき、マルチメディア放送についても、テレビジョン放送と同様の最低限の番組の適正性を確保するための規律の導入が義務づけられ、各国はそれに必要な規律を追加する。
- 韓国では、基本的には「テレビジョン放送」並みの規律が課されている。

	米国 (参考としてVerizonのサービスを記載)	イギリス(注1) (参考としてVirgin Mobileのサービスを記載)	フランス(注1)	ドイツ(注1)(注2)	イタリア(注1)	韓国
番組の適正性を確保するための規律	なし	不明	あり	あり	あり	あり
番組についての規律						
「総合編成」	—	なし ※マルチプレックス事業者が判断する仕組み。	なし ※公共放送のほかは、総合局又はテーマ局の双方が入札可能。 両者のバランスは、入札審査の際に考慮されると考えられる。	あり	あり	なし
「地域性」	—	不明	なし	あり	あり	なし
「自国製」	—	不明	あり	実質的にあり	あり	あり
「独立制作」	—	不明	なし	なし	あり	あり
「災害放送」	—	不明	なし	なし	あり	あり
(参考) 「テレビジョン放送」の番組の適正性の確保規律	あり	あり	あり	あり	あり	あり
番組についての規律						
「総合編成」	なし	あり	あり	あり	あり	あり
「地域性」	あり(再免許考慮事項)	あり(チャンネル3)	一部あり(地方局は協定に記載)	あり(全国放送はローカルウインドウ番組が義務)	あり	なし
「自国製」	なし	一部あり	あり	あり	あり(EUコンテンツ)	あり
「独立制作」	なし	一部あり	あり	あり	あり	あり
「災害放送」	あり	あり	あり	あり	あり	あり

(注1) EU加盟国は、「国境を越えるテレビ指令」により、放送番組の適正等の確保のために統一的な一定の措置を講じることが義務づけられている。

(注2) ドイツについては、現在入札中のDVB-Hサービスについて記載。